

「2005年問題」の論点と考え方

．2005年問題の意味

国際会計基準審議会（IASB）で作成される国際財務報告基準（IFRS）の採用が、2005年からEU域内の上場企業に義務づけられ、国際的に広範に利用されることにより、わが国に影響すると考えられる諸問題を意味する。

．前提条件の整備

わが国は、近年、会計基準、監査基準、開示制度の大幅な整備改善を進めてきており、国際的にも遜色のないものになったと考えられるが、レジェンド問題が完全には解消してないなど、わが国のディスクロージャーの進展が国際的には十分に理解されていないとの指摘がある。

このため、2005年問題への対応の前提として、まず、広報活動のために共通に使用できる英文基礎資料を作成し、関係者がより広範かつ重層的にわが国の正しい認識を国際的に発信することが必要である。

．論点及び考え方

1．外国会社のIFRSによる開示

証券監督者国際機構（IOSCO）においては、IFRSにより作成した財務書類による開示を外国会社に認めることが合意されている。わが国では、原則として外国会社の母国基準で作成され監査を受けた財務諸表を開示することを認めている。このため、母国においてIFRSによる開示が行われると、現行規定の枠内で、IFRSにより作成され母国で監査を受けた財務書類の開示を認めることは可能であるが、取扱いの明確化を図るべきではないかと考えられる。

この点については、IFRSであれば無条件で受け入れるのか、母国主義を前提とするか、その際公益又は投資者保護の観点から、会計基準の差異についての追加開示の要否、他国での監査の受け入れの可否などについて検討することが必要となる。

2．わが国企業の IFRS の採用

現在、わが国では一定の企業について米国基準による連結財務諸表の開示を許容しているが、IFRS が国際的に広く利用されるようになると、わが国企業の中で、欧州で資金調達を行う企業や在外子会社を有する企業から、国内での開示も含め IFRS による財務諸表の作成を希望することも予想される。いずれにせよ、わが国での位置付けを明確にすることが求められるのではないかと考えられる。

IFRS による開示については、IFRS を一般に公正妥当と認められる企業会計の基準とすべきか、あるいは、証券取引法上の開示における選択的な財務諸表の作成方法とすべきかという位置付けの問題が生じる。さらに、連結財務諸表と個別財務諸表の作成基準を一致させる必要があるか否か、過年度財務諸表の遡及修正の可否、IFRS の解釈や監査上の問題など実務的な問題についても検討することが必要となる。

3．国際的な開示制度との整合性

わが国の有価証券報告書等の開示水準は IOSCO で検討された開示項目とは概ね整合しているが、開示の頻度（半期、四半期）や開示内容（財務諸表の期間等）、開示方法（法定形式、アニュアル形式）などは各国により異なっている。その中で、国際的な動向も踏まえ、四半期財務情報の開示のあり方やその監査の要否、外国会社の英文開示の可否などの問題については、投資者に対する適切な投資情報の提供の観点から検討する必要があるのではないかと考えられる。

4．IASB 等への対応

(1) 2005 年に IFRS が EU 域内企業に適用されることに関連して、外国企業に関する取扱いが明確でない状況にあるが、わが国企業の資金調達活動に懸念が生ずることのないように図っていくことが求められる。

(2) 現在、IASB の運営について、定款の見直し案に対するコメントが求められており、わが国の当面の対応として、より広範に関係者の意見が取り入れられるような運営を求めていく必要がある。

また、IFRS の審議に対しては、会計基準の統一は長期的な目標との観点に立ちつつ、会計基準は市場（投資家）の選択と判断というプロセスを経て収斂されることが本来の姿であることを明確に伝えるべきではないかと考えられる。なお、会計基準の相互承認については、IFRS の開発を妨げるものではなく、会計基準の収斂プロセスの過程において、相互

承認が可能な程度まで差異を縮小していくとの基本的な認識に基づいて、各国のコンセンサスを得ることが必要ではないかと考えられる。このため、一層、わが国の会計基準等の整備改善の状況を国際的に発信すべきである。

(3) 国際監査・保証基準審議会（IAASB）による国際監査基準（ISA）の開発に対しても、わが国からもオブザーバーとしての参加を行うなど積極的な対応を行うとともに、国際的な議論の枠組みに対応するため、レビュー業務など監査業務以外の保証業務も含めた枠組みの整理が必要になると考えられる。

(4) 中長期的な課題としては、（財）財務会計基準機構の基盤整備を着実に進めるとともに、会計制度や監査制度に関して国際的な場で活躍し得る人材を継続的に育成し、IASB へのスタッフの派遣及び経済界や行政の支援を含め、国際的な議論に積極的に参加していくことが、わが国の立場を高めることにつながると考えられる。